

令和7年

第11回飯舘村農業委員会定例総会  
会議録

(令和7年11月20日)

飯舘村農業委員会

## 令和7年第11回飯館村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和7年11月20日(木)					
招集場所	飯館村役場 2階 第一会議室					
開閉会の日時(宣言)	開会 令和7年11月20日 午後1時30分 閉会 令和7年11月20日 午後2時07分					
応(不応)招委員及び 出・欠席等委員  出席委員 6名 欠席委員 1名  (○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席)	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1	山田 豊	○	2	赤石澤忠則	○
	3	開沼 剛	○	4	菅野啓一	○
	5	嶋原清三	△	6	西尾ツネ	○
	7	原田直志	○			
会議録署名委員	2番 赤石澤忠則			3番 開沼 剛		
職務出席者	事務局次長 齋藤博史			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和7年第11回飯館村農業委員会定例総会

飯館村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	松下義喜	草 野	議案第28号の1
2	木幡良勝	伊丹沢	欠席
3	紺野政勝	関 沢	
4	庄司武実	小 宮	議案第27号の1
5	濱名時夫	八木沢・芦原	欠席
6	郡 之雄	大 倉	
7	菅野和彦	佐 須	
8	西川 徳	宮 内	
9	佐藤隆男	飯樋町	欠席
10	渡邊文夫	前田・八和木	議案第27号の3～7
11	三瓶政美	大久保・外内	欠席
12	新妻幹男	蕨 平	欠席
13	林 吉安	白 石	

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指定
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 27号  
農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 28号  
農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について

(会議の経過)

○開会

事務局長) ただいまから令和7年第11回飯館村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) 皆さんお疲れのところ、お忙しいところありがとうございます。今大分県の方ではですね、火災ということで、170棟も消失してしまったということで、空気の乾燥等もありますので、自分の家からは火を出さないように気を付けて、師走を迎えていただきたいと思います。これより第11回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○総会成立宣言

会 長) 本日の定例総会出席委員は6名です。よって本日の定例総会は成立することを宣言します。  
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。  
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局次長) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。  
会議規則第22条の規定により、2番 赤石澤忠則 委員、  
3番 開沼剛 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。  
会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。  
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定します。

○日程第4 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議長) 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

を議題といたします。議案が7件あるため、順番に進めます。  
それでは、議案第27号の1について、事務局より概要説明を  
いたさせます。

事務局) それでは、議案第27号の1について(議案のとおり)説明します。

議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)庄司武実 が報告します。

本件につきましては、先週譲渡人のご自宅に行きまして話を伺い  
ました。20年程前に申請地を取得し、小宮地区の畜産農家に牧草  
地として貸付を行ってきた土地であるそうです。今回、譲渡人が  
高齢となったことから農地の処分を考え、譲受人と以前からやり  
取りし、段取りをして申請に至ったようです。現在譲受人は営農  
を休止中ですが、動向を見ながら息子と営農を再開したい、とい  
うようなお話を伺いました。以上です。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議13:37~13:38)

議長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。

議案第27の1号については、原案の通り可決することにご異議  
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしと認め、議案第27号の1は原案のとおり可決いたします。

議長) 続きまして、議案第27号の2について、事務局より概要説明を  
いたさせます。

事務局) それでは、議案第27号の2について(議案のとおり)説明します。

議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)赤石澤忠則 が報告します。

譲渡人と譲受人につきましては、17日に、譲渡人には電話で、譲  
受人には現地にて確認をさせていただきました。内容的には申請  
内容のとおりだということであり、譲受人であります。震

災以前に家庭内の事情によりまして、自分の宅地以外の土地を全て整理のうえ、県外に移られたということです。その際今回申請のあった農地については、譲受人の姉である譲渡人ご家族が取得したということで、名義自体は譲渡人としたようです。しかしながら、今現在譲渡人には後継の方がいないということで、元の持ち主であった譲受人にお返しし、名義を変更したいということで今回の申請に至りました。申請の農地につきましては、農地中間管理事業で付近を集積する担い手が、貸借の対象となっていないものの、まとめて手入れをするということで、一体的に蕎麦の作付けを行っています。名義が変わった後も、同様に蕎麦なら作付けをするということで、農地の適正利用は継続されると確認しましたので、報告したいと思います。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議 13 : 42 ~ 13 : 43)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。  
議案第 27 の 2 号については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。  
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第 27 号の 2 は原案のとおり可決いたします。

議 長) 続きまして、議案第 27 号の 3 から 7 については、関連性があるため、一括にて説明いたさせます。  
それでは、議案第 27 号の 3 から 7 について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第 27 号の 3 から 7 について (議案のとおり) 説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の (農地利用最適化推進委員) 渡邊文夫 が報告します。  
議案第 27 号の③は A 氏と B 氏による無償での所有権移転、27 号の④についても A 氏と B 氏でのやり取りです。③と④の譲渡人、譲受人が同じですが、申請を行う農地が、畑として利用できる農地であったことから、有償での取引を行うとして、申請を別に行ったとのこと。27 号の⑤については A 氏と C 氏の取引、27 号の⑥が C 氏と A 氏での取引、27 号の⑦が C 氏と D 氏での取引となり

ます。各申請農地については、狭量な面積で、かつ、住宅昇口の横に隣接していたり、各申請者の建物の出入り口途中に持ち主がばらばらのまま点在している状況です。申請内容の確認については、11月11日に、各申請者4名の方に電話で聞き取りを行い、加えて代理人の行政書士には立会をお願いし、現地確認をしております。内容を伺ったところ、各土地は親の代に国土調査をしたものの、所有者がはっきりしない土地が残っていたため、土地の問題があるまま次の世代に渡すのはできないということで、4人で話し合いをして、農地の所有者を整理することに決めた、ということだそうです。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議13:51~13:53)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。  
議案第27号の3から7については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。  
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第27号の3から7は原案のとおり可決いたします。

○日程第4 議案第28号 農用利用集積等促進計画(案)に関する意見について

議 長) 議案第26号 農用利用集積等促進計画(案)に関する意見についてを議題といたします。  
議案が2件あるため、順番に進めます。

議 長) それでは議案第28号の1について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第28号の1を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)松下義喜 が報告します。  
本件につき、担い手である法人に内容を直接確認しましたところ、内容に間違いがないということで報告がありました。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議13:56~14:01)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。  
議案第28号の1については、計画案のとおり了承することにご  
異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第28号の1は原案のとおり了承すること  
とします。

議 長) 続きまして、議案第28号の2について事務局より概要説明を  
いたさせます。

事務局) それでは、議案第28号の2を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)赤石澤忠則 が報告します。

この件に関しまして、担い手である法人の代表に、18日に電話に  
て確認をさせていただきました。内容的には今回申請のあった通  
りであります。設定期間が今回の令和7年から令和17年の10年  
なんですけれども、前回農地中間管理事業の契約からは、大分期  
間が経過しているところですが、代表の方の話では、後継者も育  
っていますし、今後継続的に営農活動をしていきたいという形で  
追加の契約をしました。仮置場の方の返還も間もなく進みますの  
で、返還後の仮置場もさらに借り受けて、集積を進めていきたい  
という風な意向でありました。内容的には以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議14:05~14:06)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。  
議案第28号の2については、計画案のとおり了承することにご  
異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第28号の2は原案のとおり了承すること  
とします。

#### ○閉会の宣告

議 長) 本日の議事は以上をもって、全て終了いたしました。  
これで令和7年第11回飯館村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和7年11月20日

飯舘村農業委員会	会長	<u>原田 直志</u>
同	議事録署名委員 2番	<u>赤石澤 忠則</u>
同	議事録署名委員 3番	<u>関 忍 剛</u>